# 保育所等訪問支援事業（社会福祉法人 桂堂会 桂堂学園）

## 保育所等訪問支援事業とは

保育所や幼稚園、学校などに在籍している子どもたちへ、専門のスタッフが保育所等を訪問（月２回程度）して、集団生活への適応に必要な支援を行う事業です。

## 対象となる子

保育園・幼稚園・学校等に在籍している、集団での行動が苦手なお子さまや発達に心配のあるお子さまで、通所給付の決定を受けたお子さまが対象となります。

## 受けられるサービス

◎お子さまに対する支援（集団生活へ適応するための支援等）
◎スタッフに対する支援方法のアドバイス等
※お子さまの様子や保護者様の希望、担当の先生の意向などを踏まえて支援をすすめていきます。

## 利用料（利用者負担金）について

◎児童福祉法に基づく、障がい児通所給付費の対象となる利用者負担額になります。
（利用された回数に応じて、利用料の総額が決まります。保護者の方の負担金は、その費用の１割となります。負担金には、収入に応じた上限が設けられております。）

## 営業日時、サービス提供時間

◎営業日時　　→月～土曜日（国民の祝日を除く）の８時 20 分～16 時 30 分
◎サービス提供時間→8 時 30 分～16 時 00 分

## サービスを利用するには

お住まいの市町村窓口に申請
【利用児（保護者）→市町村】

↓

相談支援事業所との契約
【利用児（保護者）→相談支援事業所】

↓

障がい児支援利用計画（案）の作成
【相談支援事業所】

↓

受給者証の交付
【市町村→利用児（保護者）】

↓

桂堂学園との契約・支援計画の作成
【利用児（保護者）・桂堂学園】

↓

サービス利用の開始
【桂堂学園（訪問支援スタッフ）→利用児】

お問い合わせ
児童発達支援センター 桂堂学園
TEL　0178-38-0353
FAX　0178-38-0352